

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（国・地方それぞれが、施策効果を最大限発揮できる範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することに加え、国と地方が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- ・ また、令和5年3月31日、閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を発揮できるように、各府省が制度の検討等に取り組む際に確実に活用すること。
- ・ 計画策定事務をはじめとし、法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については、廃止又は法定受託事務に位置付け、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁:内閣府】

現 状 / 課 題

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

新型コロナウイルス感染症対策では、保健所を巡るガバナンスが複数存在することで、国と地方の役割分担が曖昧になり、保健所の負担となったことが明らかになっている。国・地方それぞれにおいて、ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲は異なることから、役割分担の抜本的な見直しは急務。

- 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 分野別分科会の設置に加え、国と地方が率直に意見交換できる場が必要。
- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。
- ・ 令和4年度の骨太方針において、「計画策定」に関して、「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることや、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする」などが盛り込まれ、令和5年3月31日、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の閣議決定がなされた。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和4年の参議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。